

4 相談支援専門員について

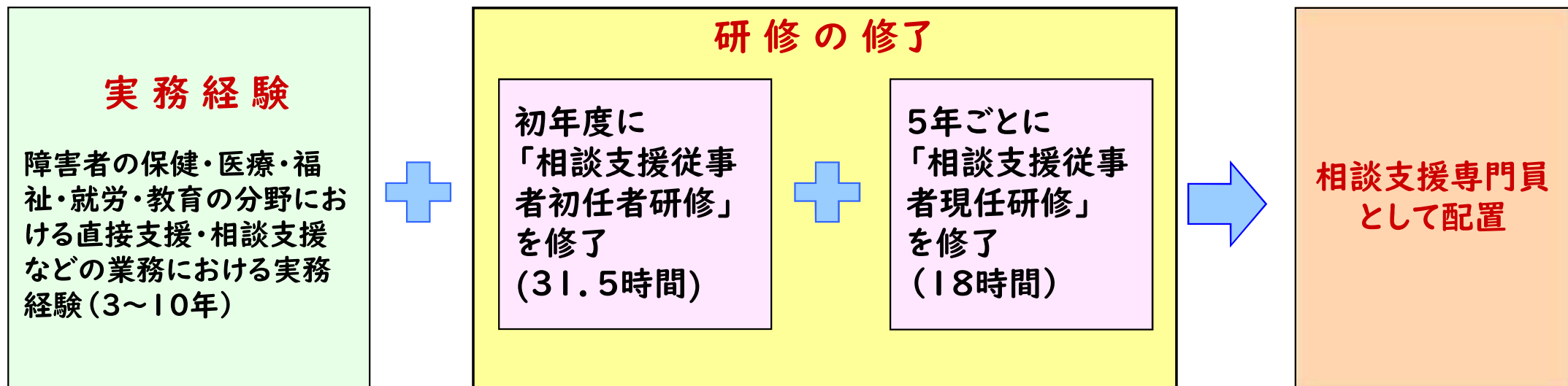
指定相談支援事業所と相談支援専門員

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - ・ 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - ・ 地域移行・地域定着に向けた支援
 - ・ 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9,364箇所（平成29年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19,252人（平成29年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の実務経験

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件（注）を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

昨年（～平成30年度）

相談支援従事者
実務要件

相談支援従事者
初任者研修
(31.5h)

専門コース別研修（任意研修）

相談支援
専門員
として配置

相談支援従事者
現任研修(18h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

改定後（令和元年度～）

相談支援従事者
実務要件

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
初任者研修
(42.5h)

専門コース別研修（任意研修）
※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

相談支援
専門員
として配置

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
現任研修(24h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

一定の実務経験の要件(注)
(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)
①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
②現に相談支援業務に従事している

【カリキュラム創設】
主任相談支援専門員
研修(30h)

主任相談支援
専門員
として配置

相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h



初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

新設



主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合計		30h

Ⅱ サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

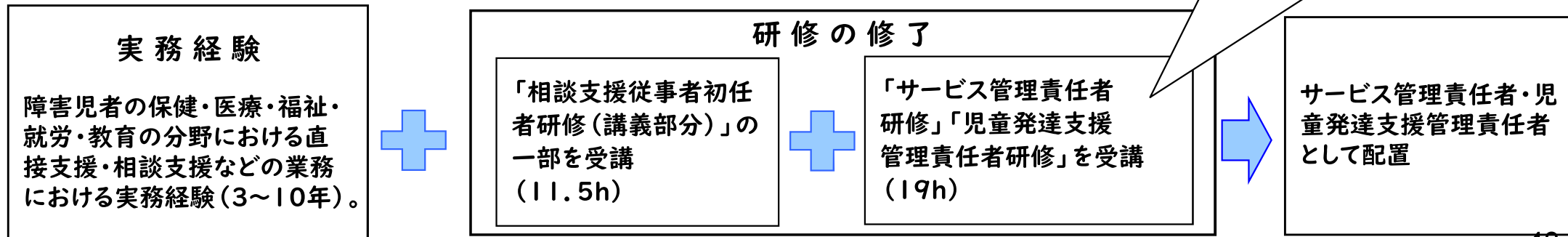
(経緯)

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】



「サービス管理責任者」について

サービス管理責任者の概要

- 障害者総合支援法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、サービス管理責任者の配置を義務付け。 ※ 旧体系サービスは、サービス管理責任者の配置は義務付けられていない。
- サービス管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ①個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ②他のサービス提供職員に対する指導的役割

サービス管理責任者の要件

- サービス管理責任者の要件については、
 - ①実務経験（障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年））
 - ②研修修了
 - ・相談支援従事者初任者研修（講義）（11.5時間）
 - ・サービス管理責任者研修（講義及び演習）（19時間） サービス分野ごとの研修も実施
- ※研修終了者数（平成18年度～平成27年度） 133,428人

サービス管理責任者の配置基準

- サービス管理責任者については、障害者福祉サービス事業所ごとに、
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 …… 利用者60人：1人
 - ・グループホーム …… 利用者30人：1人

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

「児童発達支援管理責任者」について

児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ①個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ②他のサービス提供職員に対する指導的役割

児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
 - ①実務経験（障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年））
 - ※ うち3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要（平成29年4月1日以降）
 - ②研修修了
 - ・相談支援従事者初任者研修（講義）（11.5時間）
 - ・児童発達支援管理責任者研修（講義及び演習）（19時間）
- ※研修終了者数（平成18年度～平成27年度） 26,284人

児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
 - ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援：1人以上

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。